上士幌町学校運営協議会規則

（趣旨）

第１条　この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第４７条の５の規定に基づき、上士幌町立小学校及び中学校（以下「学校」という。）に設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協議会の目的）

第２条　協議会は、学校運営に関して教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者、地域住民等（以下「町民」という。）の学校運営への参画の促進及び連携の強化を図ることにより、学校と町民との間の信頼関係を深め、子どもも大人も学び合う仕組みを作り、一体となって学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組む。

（設置）

第３条　法第４７条の５第１項の規定により、教育委員会が指定する学校（以下「指定学校」という。）に協議会を置く。

２　指定学校の指定期間は、２年間とする。ただし再指定は妨げない。

（協議会の委員）

第４条　協議会は、１０名以内の委員で構成するものとする。

２　協議会委員は指定学校の校長の推薦を受けて、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱することとする。ただし、次の第４号の規定の者については、校長の推薦を要しないものとする。

（１）従来の学校評議員の役割を持つ指定学校区内の町民

（２）指定学校に在籍する児童生徒の保護者

（３）指定学校の行政区町民

（４）指定学校の校長

（５）指定学校の教職員

（６）町内の企業関係者

（７）民生委員児童委員

（８）指定学校のある行政区女性部（婦人部）に所属する町民

（９）交通安全協会の指導員

（10）上士幌町認定こども園保育教諭、私設保育所保育士、学童保育所指導員

３　上記のうち（１）から（５）は必ず構成員としなければならない。

４　委員は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第３条第３項に規定する非常勤の特別職の職員の身分を有する。
５　委員の任期は２年とし、補欠委員の任期は現に委嘱されている委員の残任期間とする。ただし、再任は妨げないものとする。
６　委員は、当該指定学校の指定の期間が満了したとき、または所属する協議会が法第４７条の５第７項の規定に基づき教育委員会が協議会の指定を取り消した時は、その身分を失う。

（組織）

第５条　協議会は、次の役員を置く。
（１）会長　　１名
（２）副会長　１名
２　会長は、委員の互選により選出する。ただし、指定学校の校長及び教職員は会長にならないものとする。
３　会長は会を代表し、会務を総理する。
４　副会長は会長を助け、会長に事故ある時又は会長が欠けた時はその職務を代理する。

（会議）

第６条　協議会は、会長が招集する。
２　協議会の議長は会長をもって充てるものとし、会長不在の時は副会長がその任に当たる。
３　協議会は、委員の半数以上の出席をもって開催するものとする。
４　協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。
５　会議には、必要に応じて委員以外の者も出席できるものとする。

（事務局）

第７条　協議会に、事務局長を置く。
２　事務局長は、協議会の事務を処理する。
３　事務局長は、別途定める協議会会則によって選出する。

（学校運営に関する基本的な方針の承認）

第８条　指定学校の校長は、毎年度次に掲げる事項について、基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。
（１）学校運営に関すること
（２）町民と協働で行うべき活動に関すること

（３）その他学校の運営に関し町民の意見が必要な事項に関すること

２　指定学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

（運営等に関する意見）

第９条　協議会は、前条で定める事項のほか、以下の職務を行うことができるものとする。

（１）当該指定学校の学校運営又は教育活動について校長あるいは教育委員会に意見を述べること。

（２）当該指定学校の教職員の任用について、町費職員については教育委員会に、道費職員については教育委員会を経由して北海道教育委員会に意見を述べること。

（３）学校運営に関する評価について意見を述べること。

（４）その他当該指定学校の教育活動に利すると思われる情報を提供もしくは開示すること。

（守秘義務等）

第１０条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

２　前項のほか、委員は次に掲げる行為をしてはならない。

（１）委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

（２）委員の地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

（３）その他協議会及び指定学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

（報償）

第１１条　協議会会議の開催に係り、協議会委員及び事務局長には１回の会議出席ごとに報償費を支払うものとする。

２　報償費の金額は上士幌町が別に定める規定に基づくものとする。

３　上記報償費は、当該学校運営協議会の会議に関するものとし、別途定める上士幌町コミュニティ・スクール委員会の活動は含まないものとする。

（解任）

第１２条　教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

（１）本人から辞任の申し出があった場合

（２）第９条に反した場合

（３）その他解任に相当する事由が認められる場合

（評価）

第１３条　協議会は、指定学校の運営に関する事項について、年に1回以上評価を行うものとする。

（情報提供）

第１４条　協議会は、その組織、活動等について、指定学校の所在する地域の住民や指定学校の生徒、児童又は幼児の保護者等に情報を提供するものとする。

（研修）

第１５条　教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、並びに委員の役割及び責任について、必要な研修を行うものとする。

（指導及び助言）

第１６条　教育委員会は、協議会の運営状況について、的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

（指定の取消し）

第１７条　法第４７条の５第７項の規定に基づき教育委員会が協議会の指定を取り消さなければならない事由は、次のとおりとする。

（１）　協議会としての活動の実態がないと認められる場合

（２）　協議会としての合意形成が行えないと認められる場合

２　教育委員会は、指定を取り消す場合は取消事由を明記した書面を交付することとする。

（運営等）

第１８条　協議会は、法令及び教育委員会が定める規則に反しない範囲において、その運営に必要な事項を定めることができる。

（その他）

第１９条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。